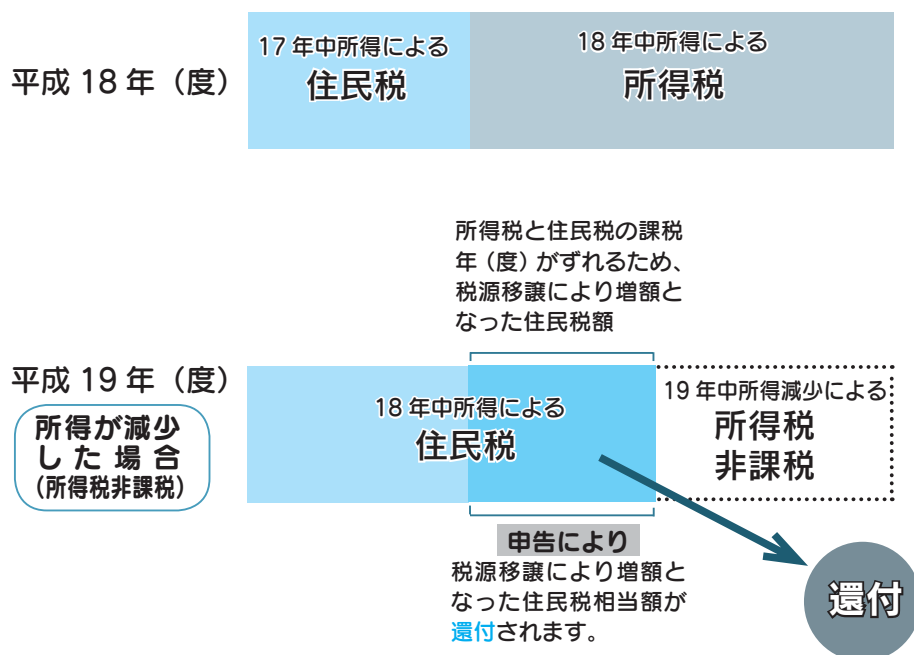


# 住民税還付のお知らせ

平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方は、住民税から還付される場合があります。

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、**市区町村への申告により**、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。



- ▼対象者・・・平成18年分は所得税が課税される程度の所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した納税義務者の方。

ただし、平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、対象となりません。また、人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）以外の寄附金控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は、対象となりません。

◆詳しくは、税務課 町民税グループ（内線266・267）までお問合せください。

※この措置に伴う還付を受けるためには申告が必要です。

- ▼申告書入手方法・・・6月2日（月）より、扶桑町役場税務課窓口にてお渡し、もしくはホームページからダウンロードできます。
- ▼申告先・・・・・・・・扶桑町役場税務課、転入された方は平成19年1月1日現在お住まいの市町村役場
- ▼申告期間・・・・・・・・平成20年7月1日（火）から31日（木）まで